

大野城市週休2日工事实施要領

令和6年3月27日

要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、工事現場における労働環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保及び育成を図ることを目的とする週休2日工事の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 工事着手日から工事完了日までの期間をいう。

(2) 対象期間外 対象期間のうち、次に掲げる期間をいう。

ア 12月29日から1月3日まで及び夏季休暇（8月13日から8月17日までのうち連続した3日間）

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

(3) 工事着手日 準備工事（現場事務所等の設置又は測量等の作業をいう。）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

(4) 工事完了日 大野城市建設工事執行規則（昭和59年規則第7号）別表第2第13号に規定する完成承認通知書に記載する完成年月日をいう。

(5) 現場閉所 1日を通して工事現場及び現場事務所を閉所することをいう。ただし、次に掲げる場合にあつては、実施する作業が必要最小限である場合に限り、作業を行う日であっても当該日において現場閉所を実施したものとみなす。

ア 災害時等緊急時に市が作業を要請する場合

イ 異常気象時に安全パトロール又は保守点検を実施する場合

ウ 現場見学会等により工事現場を公開する場合

エ その他緊急を要すると市長が認める場合

(6) 現場閉所率 次の算式により算定した率とする。

対象期間における現場閉所日数 / (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

(7) 週休2日 対象期間において4週6休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。

(8) 4週8休 対象期間において現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上であることをいう。

(9) 4週7休 対象期間において現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満であることをいう。

(10) 4週6休 対象期間において現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満であることをいう。

(11) 週休2日工事 週休2日の確保に取り組む工事をいう。

（対象工事）

第3条 対象とする建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）は、原則、市が発注する全ての工事（次に掲げる工事を除く。）とする。

(1) 竣工時期又は作業時間の制約が厳しいと市長が認める工事

(2) 緊急を要すると市長が認める工事

(3) 単価契約で行う工事

(4) その他週休2日に適さないと市長が認める工事

（発注方式）

第4条 週休2日工事の発注方式は、次のいずれかによるものとする。

(1) 発注者指定方式 市が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式 受注者が工事着手日前までに週休2日に取り組むことを市に報告し、市と協議の上、週休2日に取り組むことを決定する方式

（工期設定）

第5条 市は、週休2日工事を発注するときは、週休2日に対応した工期を設定するものとする。

2 受注者は、週休2日の達成を理由として工期の変更を申し出ることはいできない。

ただし、次に掲げる場合にあつては、市は適切な工期の変更を行うものとする。

(1) 契約内容と異なる事項等の発生により、工事工程に変更が生じた場合

(2) 工事の一部又は全部の中止により、工事工程に変更が生じた場合

(3) その他特別な事情により工事工程に影響が生じると市長が認める場合

(間接工事費等の補正)

第6条 市が週休2日工事の対象工事を発注する場合において、間接工事費等に乗じる補正係数は、別表第1のとおりとする。ただし、市場単価及び物価資料の掲載価格に乗じる補正係数については、別表第2から別表第5までに掲げるとおりとする。

(予定価格)

第7条 市は、次に掲げる発注方式の区分に応じ、当該各号に定める方法により予定価格を算出するものとする。

(1) 発注者指定方式 前条に規定する4週8休の補正係数を間接工事費等に乗じる方法

(2) 受注者希望方式 補正係数を乗じない方法。ただし、当該週休2日工事が工期遅延が生じかねない不確定要素の少ないものである場合にあっては、4週8休の補正係数を間接工事費等に乗じることができるものとする。

(受注者の取組)

第8条 発注方式が受注者希望方式の週休2日工事において、受注者は、契約締結後速やかに週休2日工事の実施の有無を記載した工事打合せ簿(様式第1号)を市に提出しなければならない。この場合において、受注者は、週休2日工事を実施するときは、休日取得計画・実績表(様式第2号。以下「計画表」という。)を併せて提出し、市と協議の上、現場閉所日を定めなければならない。

2 受注者は、毎月、計画表により現場閉所の実施状況を市に報告しなければならない。

3 受注者は、計画表において現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、その前日までに市と協議し、承諾を得なければならない。

4 受注者は、受注者の責によらない事由により工期の変更を行う場合は、再度現場閉所日を定めた上で、その日を市に届け出なければならない。

5 受注者は、工事現場において当該工事が週休2日工事である旨を明示するものとする。

(市の取組)

第9条 市は、現場説明書、特記仕様書等により、週休2日工事である旨を明示するものとする。

2 市は、受注者から前条第1項の規定による報告があった場合であって、受注者が

週休2日工事を実施するときは、計画表により現場閉所日を確認した上で、受注者と協議するものとする。

3 市は、受注者から前条第3項の規定による協議があった場合は、その理由が妥当と判断されたときに限り、これを承諾するものとする。

4 市は、必要に応じて、受注者に対し現場閉所の実施状況について聴取等を行うことができる。

5 市は、現場閉所の実施実績に応じて、建設工事成績の評定を行うものとする。

(変更の対応)

第10条 市及び受注者は、工事現場での施工完了後、現場閉所の実施実績を踏まえて契約額を変更するものとする。この場合において、変更後の契約額は、次に掲げる発注方式の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

(1) 発注者指定方式 現場閉所の実施実績を確認後、当該実績が4週8休の基準を満たしていないときは、当該実績に応じた第6条の規定による補正係数により算出する契約額に減額する方法

(2) 受注者希望方式 現場閉所の実施実績を確認後、当該実績が4週6休以上の基準を満たす場合は、当該実績に応じた第6条の規定による補正係数により算出する契約額に増額する方法。ただし、第7条第2号ただし書に規定する方法により当初の予定価格を算出している場合にあっては、現場閉所の実施実績を確認後、4週8休の基準を満たしていないときは、当該実績に応じた第6条の規定による補正係数により算出する契約額に減額する方法

(指名停止の措置)

第11条 発注者指定方式で発注された週休2日工事であって、受注者に週休2日工事に取り組む姿勢が明らかに見られなかったときは、大野城市指名業者等選考委員会設置規程(平成12年規程第15号)第7条の規定により、当該受注者の指名停止の措置について大野城市指名業者等選考委員会の審議に付議するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）間接工事費等の補正係数

工事の区分	間接工事費等の 区分	4週6休	4週7休	4週8休
土木工事	労務費	1.01	1.03	1.05
	機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
	現場管理費率	1.03	1.04	1.06
建築工事	労務費	1.01	1.03	1.05

備考 建築工事において、一の工事現場で複数の工事が分離発注されている場合は、全ての工事について同一の補正を行う。

別表第2（第6条関係）土木工事の市場単価補正係数

工種	区分	補正係数		
		4週6休	4週7休	4週8休
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキング グブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガ ードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガ ードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横 断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落 石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落 石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01

	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表第3（第6条関係）建築工事の市場単価補正係数

工種	摘要	補正係数					
		4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04

コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02

ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

備考

- 1 摘要欄が市場単価であるものにあつては、市場単価及び補正市場単価の補正率を示す。
- 2 摘要欄が物価資料であるものにあつては、物価資料の補正率を示す。
- 3 摘要欄が空白であるものにあつては、市場単価、補正市場単価及び物価資料で共通の補正率とする。

別表第4（第6条関係）電気設備工事の市場単価補正係数

工種	摘要※	補正係数					
		4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線 び及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボ ンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接 地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17

	続材工事) 金属製可 とう電線管						
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板 式、銅覆鋼棒、接地 極埋設票 (金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

別表第5 (第6条関係) 機械設備工事の市場単価補正係数

工種	摘要※	補正係数					
		4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及 び消音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設 備	低圧ダクト、排煙ダ クト及び低圧チャ ンバー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付 属品	既製品ボックス、制 気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具 設備 (ユ ニット除 く。)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25